

令和８年度 子ども療育センター笠岡学園 地域の障害児に対する支援体制の状況及び中核機能としての体制の確保に関する取組の実施状況

	項目	内容	取組状況
1	市町村及び地域の関係機関との連携体制	自立支援協議会への参画	井笠地域の各市町・町の自立支援協議会等に参画。井笠地域関係者連絡会の開催。保健師を対象とした連絡会、児童福祉関係事業所・行政関係者等を対象とした連絡会をそれぞれ年１～２回程度実施し、地域の支援状況や課題について情報共有・意見交換
2	幅広い発達段階及び多様な特性に応じた、専門多岐な発達支援及び家族支援を提供する体制	指定放課後等デイサービスの指定を有している事業所との連携、家族支援・発達支援に関する取組	地域の放課後等デイサービス事業所と連携し、学齢期の子どもに対する発達支援を行っている。 家族支援・発達支援に関する取組として、ペアレントトレーニング：年７回、子どもの発達相談：月１回、井笠地域ダウン症児（家族）交流会：年１～２回、はとぽっぽ教室：週１回、各市町の乳幼児期の発達支援事業の受託、乳幼児ふれあい教室への指導員派遣：月１回、地域の親子教室等の受託、備中井笠保健所「子どもの発達支援相談」の受託等行っている。
3	地域の障害児通所支援事業所との連携体制	地域の障害児通所支援事業所等が参加できる研修会の開催	当センターが中心となり、井笠地域３市２町から事業所・行政関係者等が参加する連絡会を開催し、地域における障害児支援の状況や課題について情報共有・意見交換を行っている。
4	インクルージョンの推進体制	保育所等訪問支援の実施	保育所、幼稚園、認定こども園、学校等の子どもが生活する場において、関係機関と連携しながら支援を行っている。利用児童のみならず、気になる園児等への支援の助言、支援者の困り感、不安の軽減における支援を実施している。
5	入り口としての相談機能を果たす体制	市町から委託相談の受託	各市町との委託契約に基づき、子どもの発達や子育てに関する相談業務を実施（乳幼児健診、個別相談、要観察児教室への指導員の派遣：月１回程度、乳幼児ふれあい教室への指導員の派遣：月１回程度、その他個別相談を随時実施している。）
6	地域の障害児支援体制及び取組状況の公表	地域の障害児支援体制の状況及び基本要件に関する取組の状況を年１回以上公表する。	社会福祉法人笠岡市社会福祉事業会のホームページ上にて、取組の状況等について、毎年度公表する。
7	外部の者による評価	第三者評価等、外部の評価機関による外部評価を概ね年に１回以上受ける。	令和８年５月１１日に第三者評価を受審。 外部の視点を取り入れ、支援内容及び事業運営について評価を受けることで、支援の質の向上及び事業運営の改善につなげている。
8	職員に対する研修計画及び実施状況	年間の研修計画の作成及び計画に基づく職員研修の実施	法令上必要な研修に加え、発達支援・家族支援など支援の質の向上を目的とした研修を年間計画に位置付け、ＯＪＴ研修や園内研修をはじめ、岡山県社会福祉協議会等の実施する外部研修を通して、職員の専門性の向上に取り組んでいる。